

「爪切り屋」メディカルフットケアJF協会 協会通信

NO. 36号

心つなぐ足へのメッセージ

2020年2月発行

編集・発行 「爪切り屋」メディカルフットケアJF協会 広報委員会
〒179-0085 東京都練馬区早宮3-12-5 TEL 03-3992-1824 Fax 03-3992-3309

「爪切り屋」メディカルフットケアJF協会

会長 宮川 晴妃



令和2年を迎え皆様にはお変わりなくご活躍の事と思います。

昨年より会員の地域連携の必要性があると言うことで、地域ごとに集まり話し合いの場を設け12月7日の研修会時には報告会がありました。私も大変重視しています。

一人では出来なかった事、解らない事を相談できる仲間、知識や技術においても伝え合える仲間がいる、本当に良いことだと思います。このような地域連携を持つことでそれぞれの地域貢献ができ、また社会貢献にと繋がって行くことに期待しています。

元気な足元は心と身体を動かします。「立つ」「歩く」は快適に人生を過ごすうえで重要な要素です。私たちのフットケアは、人が自分らしく生きていくためのお手伝いをしています。爪や足裏のたこ・魚の目等のトラブルを無くし歩行困難や転倒などを未然に防ぐ予防ケアです。フットケアワーカーと言う「プロ」として自覚し施術を行ってくださることに期待しています。

地域連携という場所を作り下さった理事のみなさん、地域連携に協力して下さいました会員のみなさんに感謝します。継続は力なり、一つのことをやり遂げる事は大変です。やればできる、やらなければ出来ない、解らない、解ろうとしないから。これからは話せる仲間が傍にいます。

皆さんの力で爪切り屋メディカルフットケアJF協会を盛り立てて下さい。お願い致します。

頑張ってください。私に出来る事があれば協力致します。

教室よりお知らせ

◎1級まで修了したすべての皆さん

もう一度勉強会に参加してみませんか？

20回教室を受講致しますと上級者認定証を授与いたします。

◎上級者認定を修了した方

20回教室にて受講致しますと講師認定証を授与いたします。

宮川晴妃の全てを伝えます。このような形を取らせて頂いていることを改めてお知らせ致します。



第73回（12月7日）・74回（1月25日）理事会報告

来年度の活動について話し合われました。以下の内容は5月の総会で皆様にお諮りいたします。

1. 理事会役員について
 - ・今年度で並木・浅見理事退任 欠員2名分を含め4名の新理事候補を挙げる。
 - ・地域連携推進のため、できるだけ各地域から理事を選出したい。
2. 2020年度活動方針について
テーマ：「地域のフットケアワーカーの連携体制推進
～フットケアワーカーに必要な知識と技術を学びなおそう～」
 - ・2019年度に引き続き、地域連携活動を深めフットケア技術の推進を図る活動をしてゆく。
 - ・公衆衛生学会への参加は、地域活動推進の中で今後の検討事項とする。
3. 2020年度年間活動計画・スケジュールについて
定時総会 5月9日（土）11時～
研修会 年2回開催 宮川先生を講師に5月（知識編）12月（技術編）を予定。
協会通信 年3回発行 6月・11月・2月を予定。
地域連携 各地域の理事と地域担当者を中心に各地域のペースで活動を進める。
6～10月を中心に少なくとも一度は活動を行う。
活動の内容（事例検討、研修会等）は12月の研修会時に報告する。
4. 定款改定について
協会の定款細則第9章第32条教室規約要綱では、教室開業者が修了証の発行を申請する際、修了証発行代金を「協会に支払う」ことになっているが「会長に支払う」と改定する。
5. ホームページについて
ドメインとサーバーの使用期限が迫っているため更新が必要。これに伴いホームページもリニューアルする予定。フットケアを受けたい方がわかりやすいものにしてゆきたい。
広報委員を中心に、専門業者に相談し作成してゆく。
6. 今年度会計経過報告（本林さんより）と来年度予算について
 - ・来年度はパソコン購入、ホームページ作成に予算が必要。
 - ・地域連携費として9万円計上予定（今年度は43,000円使用）。
7. その他
 - ・研修会参加者が少ないため、会員以外にも声をかけてゆく。
 - ・フットケアに興味を持っている方には賛助会員になって頂けるよう働きかけてゆく。

地域活動報告

12月7日に開催された第42回研修会の午前の部で地域連携報告会が行われました。協会通信35号で報告した千葉・神奈川・埼玉を除いた地域をご紹介します。



九州エリア 中島七海さんより報告がありました。

9月14日（土）九州会員13名うち7名が福岡の宮川先生の教室に各地より集まりました。事前にアンケートを配布し記入したものと、当日ポストイットを利用して意見を出し合い、何をしたいかを確認し今後の活動を話し合われました。同じ思いの仲間と出会い、宮川式のフットケアは安全であることを再確認。3月17日に宮崎にて研修会を開催することを決定。講義担当を決め、研修会の流れや内容を検討する準備会の日程も決め活動を始めています。



茨城エリア 矢野倉敬子さんの報告書を武蔵理事が代読しました。9月20日会員7名うち6名が集いました。初めて会う方もあり、皆さんの近況が聞けました。お互いの身近な存在を認識でき、技術面や困難事例、経験事例の話し合いで解決方法が見つかり知識も向上出来ました。一人開業が多いので、困ったときお互いに協力でき、励みになったと感想を寄せられました。また、協会の活動についても「研修会の案内などは郵送でなくホームページで周知、協会通信もホームページで発信してはどうか」「ホームページなどを活用して研修会以外の情報交換や会員交流の方法を考えてよいのでは」と提案がありました。

北海道・東北エリア 武蔵理事より報告がありました。エリア会員は28名。岩手県の会員を中心に10月12日を予定していましたが、台風直撃の為中止になりました。参加希望者8名にアンケートで意見を伺いました。研修会に望むこととして「改善した症例だけでなく、思わぬ経過で大変だった事例の検討もしたい」地域連携の今後の活動として「継続学習によりレベルアップしたい」「イベント活動もボランティアでは続かないので有益な活動が出来たらよい」など、忌憚のない意見が寄せられました。



東京エリア 西脇副会長より報告。会員数17名参加者7名。事前のアンケートで平日が集まりやすい方があり10月17日、早宮教室で行いました。活動報告の中で、「老人と若い人ではケアのニーズが違い難しい」「自分のフットケアの成果を研究したい」「胼胝のケア、インソールや靴屋さんの情報について」「企業と連携した小学校の足育教育に関して」等多岐にわたり話が出ました。今後の活動のために連絡先を交換しました。

甲信越・東海エリア 会員10名 賛助会員3名 参加者4名 鈴木まゆ美理事から報告。10月20日当日長野から参加予定の3名が台風の影響で欠席となりました。体調の不安や親族の介護の中で、できるだけ施術や講演活動をされている等のそれぞれの活動状況を話し合いました。事例検討や、鈴木さんによる「100歳まで歩ける靴選び講座」が行われました。

近畿・北陸・中国エリア 会員11名 参加者3名 茂木淳子さんが報告。10月24日メディカルフットケア大阪で行われました。体調不良やご家族の介護で参加できない方や、お返事のない方もあり、少人数の参加になりました。活動状況の中では「フットケアの時給が安いこと」「グラインダーを扱うと目の充血、のどの痛みなど体調不良が起き思うような作業が出来ない」「ケア中のBGMとして良い音楽は？」等の話がされました。茂木さんが老年看護学会や、フットケア学会で発表された事例を紹介され、宮川式の効果と安全性の高いフットケアを広めていきたいと思います。

各地の集まりでお互いの活動を知り、励みとなったと思います。地方の会員からは東京での研修会に参加できない理由として、日程が合わない、費用が負担、体調不良、介護のためなどがあげられました。今後の希望としては地域連携を深め東京以外での研修会の開催や、HPの活用が提案されました。この紙面ではお伝えしきれませんが、理事会では皆様のご意見を大切に検討して行きたいと思っております。

第 42 回研修会報告

「安心して起業するために」 公認会計士・税理士 新井康友先生



私たちフットケアワーカーは、教室・サロン・医療系・介護系などそれぞれの環境の中で活動しており、既に「フットケア教室」「フットケアサロン」などを開業している会員もおりますが、「これから開業し

ようとしている方・活動を始めようと考えている方」など、個人事業主として起業するためにはどのような知識と準備が必要なのか知ることが大切です。そこで、「安心して起業するために」と題して公認会計士である新井康友先生にご講演をいただきました。

「『事業者』とは、個人事業者（事業を行う個人）と法人をいい、事業として対価を得て行われる資産の譲渡等を繰り返して、継続かつ独立して行うこと」とのことでした。個人事業者は多種多様にありますが、私たちフットケアワーカーはサービス業。お客様の依頼に基づいて足爪切り施術を主として、要望に添ったフットケアを提供し、その対価を得ます。対価としては ①給与として ②施設側から件数をまとめた支払 ③お客様個人から直接支払われる。という手段があります。これらは①の場合を除き、事業所得・雑所得として収入になり、原則として、確定申告の対象になります。確定申告には、青色申告と白色申告があり、38 万円の基礎控除があります。また、青色申告には各種の特典があるのです

が、この特典を受けるためには納税地を管轄する税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を開業した日から2ヶ月以内に届出なければなりません。そして、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、正規の簿記の原則に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を添付して提出することが必要です（令和2年度からはe-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存の要件を満たす必要があります）。これらの書類の書き方については、記帳方法の指導を希望される方に対して、税務署が記帳指導を無料で行っていますので、最寄りの税務署にお尋ねください。

必要経費については、施術道具や付随消耗品などがありますが、10万円以上の固定資産（例パソコン）については、耐用年数に基づく、減価償却費を「必要経費」として計算します。自家用車や電話も私用（家事）と仕事（業務）の使う割合で必要経費として認められますが、「業務遂行上直接必要であったこと」を説明できる範囲で計上することが重要です。

起業しない場合でも講演や講座などで報酬を得ると雑所得として確定申告（白色）が必要となります。日頃からフットケアにかかわる領収書や記帳の整理・保管を心がけることが大切です。

文責 鈴木（良）



編集後記

今号の協会通信では、宮川先生の熱い思いとともに各地域での活動の様子をお伝え致しました。

宮川式フットケアの安全で確かな技術を日本中に広げられるよう力を合わせてまいりましょう。誌面をご覧になっての皆様のご意見、ご感想をお寄せください。

